

金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令の概要

金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令の新設

金融商品取引法改正により、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができることとした。これに伴い、公表する際の方法及び手続を本府令において定める。